7・2定 意見書案第2号

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書について

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年6月25日

旭川市議会 議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

江川あや

上 野 和 幸

植木だいすけ

小 林 ゆうき

髙 橋 紀 博

品 田 ときえ

塩 尻 英 明

高木 ひろたか

高 見 一 典

金 谷 美奈子

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書

近年の農業情勢では、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失、農業生産の減少が進むなど食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化のほか、円安などもあいまって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりが続いている。このため、農業者は厳しい経営状況に置かれ、食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にある。

そうした中、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではない。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指して協議が進められているが、米国側からは米の市場開放やじゃがいも・牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしている。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていたが、米中両国が追加関税の引下げなどの暫定措置を発表するなど、米国の関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな食料・農業・農村基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることにより、更なる国内農業の生産基盤のぜい弱化を招くことが危惧される。

よって、政府においては、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう、次の事項について要望する。

- 1 日米関税交渉において、WTO協定等の違反となる自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大、関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。
- 2 新たな基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料 安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維 持・強化、担い手の育成・確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。